

【防衛医科大学校病院】 防衛省職員（常勤）募集案内 【眼科：視能訓練士】

防衛医科大学校病院では、常勤の募集を行います。
募集内容及び募集要領は以下のとおりです。

1 募集人員 1名

2 応募資格

- * 視能訓練士免許を有する者
- * 事前に病院見学を行った者（事前にご連絡をください）
- * 職務内容に応じた業務が遂行できる知識・経験を有し、健康状態に支障がないと認められる者
なお、次に該当する者は応募できませんので、ご了承ください。
 - （1）日本国籍を有しない者
 - （2）自衛隊法第38条第1項の規定により防衛省職員となることができない者
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - （3）平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 応募要領

（1）受付期間

掲載日 ～ 11月28日（金）まで

（2）提出書類

- ◆防衛省職員採用試験申込書※2 1部
- ◆エントリーシート※2 1部
- ◆職務経歴書（任意の様式） 1部
- ◆健康診断書※3 1部
- ◆視能訓練士免許証の写し 1部

※1 応募書類は返却いたしません。書類に記載された個人情報につきましては、本件採用に関する手続き以外の目的には使用いたしません。

※2 防衛医科大学校病院ホームページ（採用案内）からダウンロード可能です。

所定の様式を使用して、写真を貼付してください。なお、市販の履歴書では受付できません。

※3 健康診断書の検査項目：問診、理学的検査（視診、触診、聴診、打診）、視力・聴力検査、胸部X線デジタル（又は間接）撮影、血圧測定、尿検査（糖・蛋白）

健康診断書発行費用のほか、受験に要する一切の費用は受験者の負担となります。

※4 交通費・宿泊費ほか受験に関し発生する費用は支給されません。受験に要する一切の費用は受験者の負担となります。

(3) 提出方法

◎郵送

応募書類を作成の上、(4)の郵送先へお送りください。

なお、封筒の表面に朱書きで「**防衛医科大学校病院 視能訓練士 応募書類 在中**」と記載してください。

また、募集を締め切っている場合がありますので、発送前に担当者へお電話ください。

(4) 郵送先・問い合わせ先

〒359-8513

埼玉県所沢市並木3-2

防衛医科大学校総務部総務課人事係（病院担当）

TEL 04-2995-1511（代表）内線3047

E-mail : hos319@ndmc.ac.jp

4 採用予定日

＊ 応相談（令和7年1月1日以降を予定）

5 選考方法

(1) 1次選考：書類選考

応募時に提出いただいた書類により選考します。

(2) 2次選考：筆記試験、口述試験及び身体検査

書類選考の上、面接を実施する者のみ、面接日の調整を個別にご連絡します。

（試験場所は防衛医科大学校病院で行います）

（受験のための旅費、宿泊費等は支給されません）

（試験結果に関する、電話による問い合わせには応じません）

（試験結果は、選考終了後の約1ヶ月程度を目途に通知します（予定））

（結果通知の手續に時間を要しますので、あらかじめご了承ください）

6 処 遇

身 分

国家公務員（防衛省職員）

給 与

採用時の給与（医療職（二）俸給表適用）は、経験年数によって異なります。下表はその一例です。

学 歴	俸 給	地域手当	合 計
大学卒（新卒）	232,500	20,925	253,425
大学卒（経験年数5年）	254,800	22,932	277,732

※経験年数算定等により上記金額とは異なる金額となる場合があります。

※上記の他、扶養手当、住居手当、通勤手当等の諸手当が規定に基づき支給されます。

賞 与

年2回（支給率は採用日により異なることがあります。）

支 給 日	6月30日	12月10日	計
支 給 率	2.30月	2.30月	4.6月（※変動の可能性有）

（令和6年度実績）

昇 給

年1回、毎年1月1日（優良昇給制度有）

交 通 費

通勤手当として、規定に基づく算定方法により、支給します
（片道2km以上を要する等の要件あり）

宿 舎

防衛医科大学校が管理する国家公務員宿舎（有料）が空き状況により利用可能です。

勤 務 時 間

8時30分～17時15分（1日7時間45分勤務）
週休2日制（原則として土、日曜日及び祝日等の休日は休みです。）

休 暇 等

*年次休暇は、1年（1月～12月）で、20日間付与されます。
なお、付与日数は、採用月によって異なります。
（1月を基準とし、例として、4月採用の場合は15日付与されます）
また、残日数は、直前に付与された20日間を限度として翌年に繰り越しが可能です。
*その他に、特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引、年末年始等）、介護休暇等の規定があります。

社会保険等

健康保険及び年金については防衛省共済組合に加入します。

赴 任 旅 費（採用に伴う転居等に係る旅費）

規定に基づき、該当する場合に支給されます。

7 その他

採用後の人事管理については、防衛省の方針によります。

8 業務内容及び見学に関する問い合わせ

防衛医科大学校病院眼科 視能訓練士 山田 清子

電 話：04（2995）1511（内線4227）

E-mail：con018@ndmc.ac.jp